

法令適用事前確認手続 回答書

平成15年 1月23日

ゼン・オウルズ株式会社

小崎 勝浩 殿

自動車交通局技術安全部技術企画課長

平成14年11月23日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

道路運送車両法には、自動車のエアコンディショナーについての規定がなく、エアコンディショナーに使用する冷媒、可燃性ガス、その他の物質を規制する根拠がないため。